

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）

4月8日に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部について
 - ・ 4月7日に国が新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を発令したことにより、町の対策本部を任意設置から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく対策本部とする。
- 2 今後の町の対応について
 - ・ 公共施設については、これまでどおり4月30日までの期間、中止及び自粛を継続する。5月以降については、4月20日を目途に改めて検討する。
 - ・ 地域交流センターの5月以降の利用者についても利用自粛等の通知を行う。